

西予市農業設備投資事業補助金交付要綱

令和元年11月22日

西予市告示第79号

(目的)

第1条 この告示は、農業の持続的、安定的な発展を図るため、I・Jターンによる新規就農者に対し、農業設備の初期投資にかかる費用を補助することにより、新規就農者のスムーズな就農を図ることを目的として予算の範囲内で西予市農業設備投資事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) Iターン 南予地域に住所を有したことの無い者が、定住する目的で本市に転入することをいう。

(2) Jターン 西予市以外の南予地域に住所を有していた者が、県外に転出し、定住する目的で本市に転入することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 申請年度において、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項に規定する青年等就農計画(以下「就農計画」という。)の認定を受けている者(家族経営協定を締結しており夫婦が共同経営者である場合においては、経営主に限る。)で農業経営を開始している者。ただし、2回目以降の申請を行う場合は、この限りではない。

(2) Iターン又はJターンし、転入してからの期間が5年未満である者。ただし、2回目以降の申請を行う場合は、この限りでない。

(3) 市民税、国民健康保険税、軽自動車税、固定資産税、住宅使用料及び水道料を滞納していない者

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費は、農業設備の初期投資にかかる費用とし、補助金額は25万円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西予市農業設備投資事業補助金交付(変更)申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 交付の申請は、1会計年度に1回限りとし、3回を限度する。

(交付の決定)

第6条 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、西予市農業設備投資事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の変更申請)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という)は、申請書の内容を変更する場合は、第5条の規定に準じて変更に係る申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、前条に準じて内容を審査し、交付決定又は却下の決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止及び廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ西予市農業設備投資事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、当該申請者に前条の規定を準用して補助事業等の中止及び廃止の承認を通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 補助事業者は、交付期間が完了した日から起算して2カ月以内に、西予市農業設備投資事業補助金実績報告書(様式第4号。以下「実績報告書」という。)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において補助事業者は、事業が終了した場合であっても、就農計画の有効期間内において、実績報告書を提出しなければならない。ただし、補助事業者が西予市農業次世代人材投資資金交付要綱の交付決定者である場合においては、実績報告書の提出を省略できるものとする。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、実績報告書を受理した場合は、その内容を審査又は調査のうえ、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、補助金の額を確定し、西予市農業設備投資事業確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により確定通知を受けた補助事業者は、西予市農業設備投資事業補助金請求書(様式第6号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第13条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第14条 市長は、補助金の交付に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取り消し等)

第15条 次の各号に該当するときは、その交付を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

(1) 農業経営基盤強化促進法第14条の5第2項に該当した場合

(2) 不正な申請があった場合

(3) この告示の条件に違反した場合

(4) 就農計画の有効期間内に農業を中止した場合

(5) その他本事業の目的に支障があると判断した場合

2 返還の規定による通知を受けた場合は、市長があらかじめ定めた期限内に補助金の返還を行わなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

西予市長 様

住所
申請者 印
氏名

西予市農業設備投資事業補助金交付(変更)申請書

年度において、西予市農業設備投資事業を実施したいので、西予市農業設備投資事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、補助金 円を申請いたします。

申 請 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
申 請 額	円

※添付書類

身元保証書(別紙)

戸籍の附票

顔写真付き身分証明書(公的機関が発行したもの)

青年等就農計画の認定書の写し

別紙

西予市長 様

身元保証書

このたびが西予市農業設備投資事業補助金交付要綱の規定を遵守することを、身元保証人として保証いたします。

万一本人が要綱の規定に反し、故意又は重大な過失により西予市に損害を与えた場合は、身元保証人として本人と連携して補助金の一部もしくは全部の返還の責をおいしますことをここに誓約いたします。

年 月 日

被保証人

住所

氏名

印

保証人

住所

氏名

印

保証人

住所

氏名

印

- 1 保証人のうち一人は、申請者の両親以外の者とする事。
- 2 申請者及び保証人の印鑑登録証明書を添付すること。

様式第 2 号(第 6 条関係)

年 月 日

様

西予市長

印

西予市農業設備投資事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 補助金申請のあった 年度西予市農業設備投資事業について、西予市農業設備投資事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次の通り決定いたします。

交 付 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
交 付 決 定 額	円
交 付 条 件	補助金の交付目的に従って使用すること。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

西予市長 様

住所
申請者 印
氏名

西予市農業設備投資事業補助金中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 号により補助金交付決定通知があった西予市農業設備投資事業補助金交付要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業の中止(廃止)の理由

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

西予市長 様

住所
申請者
氏名 印

西予市農業設備投資事業補助金実績報告書

年 月 日付け 号により、補助金交付決定の通知があった西予市農業設備投資事業補助金について、西予市農業設備投資事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記の通り報告いたします。

1 営農実績

作物・部門名		作付面積(a)・飼養頭数等	
合 計			
家族労働力	氏 名	年齢・続柄等	年間農業従事日数
雇用労働力		(人・日)	

2 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積(a)	
	所有地			
	借入地			
作業受託	作目	作業内容		実績

添付書類

1 作業日誌

2 確定申告書の写し

様式第 5 号(第10条関係)

年 月 日

様

西予市長

印

西予市農業設備投資事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 補助金申請のあった 年度西予市農業設備投資事業について、西予市農業設備投資事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次の通り次のとおり補助金額を確定したので通知します。

交 付 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
交 付 確 定 額	円
交 付 条 件	補助金の交付目的に従って使用すること。

様式第 6 号(第11条関係)

年 月 日

西予市長 様

住所
申請者 印
氏名

西予市農業設備投資事業補助金請求書

年 月 日付け 号により、補助金交付確定の通知があった西予市農業設備投資事業補助金について、下記の通り請求いたします。

請求金額 _____ 円

交 付 確 定 額	円
備 考	